

# 条例がめざす男女共同参画社会

この条例では、女性と男性がお互いの人権を尊重しながら男女共同参画を進めるために次のような基本理念（もとになる考え）を示しています。

性別による差別的取扱いを受けないこと。



ひとりの人間として人権が尊重されます。

性別に関わりなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。



「男らしさ」「女らしさ」ではなく、「その人らしさ」が大切にされます。

お互いの性が尊重され、性と生殖に関する健康と権利が認められること。



女性が妊娠や出産などについて自分で決めることが大切な権利として尊重されます。

性別による固定的役割分担を反映した制度及び慣行を改善し、自己の意思で活動できること。



自治会やPTAなどの団体役員に女性も積極的に入ります。

男女が対等な構成員として、社会のあらゆる方針の立案、決定に参画する機会が確保されること。



政策決定課程の場へ女性もどんどん参画します。

男女が家庭生活において対等な役割を果たし、その他の活動と両立できること。



女性も男性も協力しあいながら地域活動に参加します。



家事、育児、子育て、介護は、家族や社会みんなで分担します。

男女共同参画を進めるためのそれぞれの責務

**市の責務** 男女共同参画を推進するための施策を実施し、市民、事業者などと協力して実現に取り組むこと。

**市民の責務** 男女共同参画社会の形成に対する理解を深め、実現に努めること。

**事業者等の責務** 男女共同参画社会の形成に対する理解を深めるとともに、事業活動に関して男女共同参画の推進に努めること。

男女共同参画団体の育成および支援

男女共同参画社会の実現に向けた活動を行う団体を育成し、支援します。

男女共同参画審議会の設置

鳥取市男女共同参画計画の策定や男女共同参画に関する施策などに関して市民のみならずご意見をいただくため、各分野の代表者からなる男女共同参画審議会を設置します。

男女共同参画社会の実現



基本理念

私たち一人ひとりが条例制定の意味や男女共同参画についての理解を深め、お互いに協力し合いながら、女性と男性が共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会を実現しましょう。

男女共同参画推進条例についての問い合わせは、企画課男女共同参画室（☎20 3166）まで。